

## 畜産経営環境対策事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、畜産経営体に起因する悪臭、害虫の発生防止及び周辺環境整備を組織的に実施することにより生活環境の潤いと地域環境の保全を図り、畜産経営の安定化を推進するために支出する岡崎市畜産経営環境対策事業費補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものであり、補助金の交付及び事業の実施に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 この事業は、組織的、計画的な推進を図るため、畜産に係る環境保全対策を目的に組織された岡崎市畜産環境保全対策協議会を補助対象者とする。

### (補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次の区分により支出する。

- (1) 悪臭の発生防止及び畜舎等の衛生管理に要する経費
- (2) ねずみ及び衛生害虫の発生予防又は駆除に要する経費
- (3) 排水溝及び沈澱層等の排水対策施設の設置及び整備に要する経費
- (4) 畜舎等畜産施設周辺の緑地帯、生垣、花壇、舗装等の設置及び整備に要する経費
- (5) その他市長が必要と認める経費

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条各号の合計対象経費の100分の30以内とし、1,000円未満は切り捨て、予算の範囲内において支出する。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとする者は、事業に着手する前までに岡崎市畜産経営環境対策事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付を受けようとする事業に係る事業計画書
- (2) 補助金の交付を受けようとする事業に係る収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

### (交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(申請の変更)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、既に行った交付決定に対して新たに条件を付して内容、金額等の変更承認をすることができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、承認を受けた補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、岡崎市畜産経営環境対策事業費補助金実績報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添え、当該事業の完了後10日以内に、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付決定を受けた事業に係る事業報告書
- (2) 補助金の交付決定を受けた事業に係る収支精算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、交付すべき補助金の額の確定後、補助事業者からの請求により交付する。

(財産処分の制限)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（同省令に定めのない財産にあつては市長が別に定める期間）を経過したときは、この限りでない。

2 補助事業者が市長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があつたときは、市長は、その収入額の全部又は一部を市に返納させることができる。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限りで、その効力を失う。

(附 則)

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

岡崎市畜産経営環境対策事業費補助金交付申請書

令和 年 月 日

（宛先）岡崎市長

（申請者）住 所.....

団体名

代表者名.....(※)

(※)本人(代表者)が手書きしない場合は記名押印してください

畜産経営環境対策事業について、次のとおり補助金を交付してください。

- 1 市費補助事業等の目的
  
- 2 市費補助事業等の内容
  
- 3 市費補助事業等の完了予定日  
令和 年 月 日
  
- 4 交付を受けようとする市費補助金等の額及びその算出の基礎
  
- 5 市費補助事業等の経費の配分及び経費の使用方法
  
- 6 添付書類
  - (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) その他資料

様式第2号（第9条関係）

岡崎市畜産経営環境対策事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日

（宛先）岡崎市長

（申請者）住 所.....

団体名  
代表者名.....

令和 年 月 日付け 岡崎市指令 第 号で補助金の交付決定があった畜産経営環境対策事業は、次のとおり完了いたしました。

1 市費補助事業等の名称

2 市費補助金の交付決定額及び精算額

交付決定額 ￥ , -

精 算 額 ￥ , -

3 市費補助事業等の実施期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

4 市費補助事業等の効果

5 添付書類

(1) 事業報告書

(2) 収支精算書

(3) その他資料